

## ～中国人団体客の訪日解禁で、期待が高まるインバウンド需要～

東京海上アセットマネジメント  
投信情報部

### 中国人団体客の訪日解禁で期待が高まるインバウンド需要

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられて以降、旅行やレジャーなどのサービス消費が活発化しています。また、中国政府が8月10日に、日本を含む78の国と地域を対象とした団体旅行を解禁すると発表したことで、インバウンド消費の本格的な再開が期待されます。振り返ると、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年1月以降、中国政府は日本への団体旅行を禁止しました。中国からの団体旅行の解禁は急回復が続くインバウンド消費にとって更なる追い風となることが期待されます。

訪日外国人数はコロナ禍において大幅に減少していたものの、水際対策が緩和された2022年10月以降、急速に増加しています（図表1）。2023年6月時点の訪日外国人数（推計値）は207万人と、国内で新型コロナウイルスが流行する前（2020年1月）の8割程度の水準まで回復しました。

### 円安などもインバウンド消費を押し上げ

訪日外国人旅行消費額をみると、訪日外国人数と同様、2022年から回復傾向にあり（図表2）、2023年4-6月（1兆2,052億円）ではコロナ禍前の同時期（2019年4-6月期：1兆2,673億円）の95.1%まで回復しています。前述の通り、足もとの訪日外国人数はコロナ禍前の8割程度の水準にある一方で、消費額は9割を超えているため、訪日外国人1人当たりの旅行消費額が伸びていることとなります。

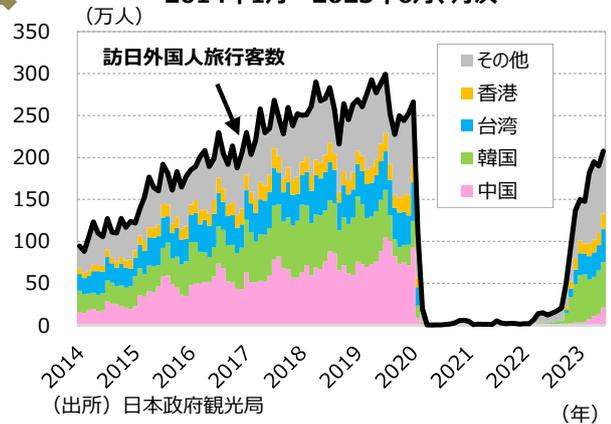
実際に、一人当たりの旅行支出をみると、2019年平均では15万4,967円だったものの、2023年1-3月では平均20万4,509円と2019年平均に比べ32.0%増加しています（図表3）。こうした背景には、国内でモノ・サービスの価格上昇や円安の進行などがあげられます。中国からの団体旅行が解禁されれば、訪日外国人数の増加とともにインバウンド消費の押し上げが期待されます。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

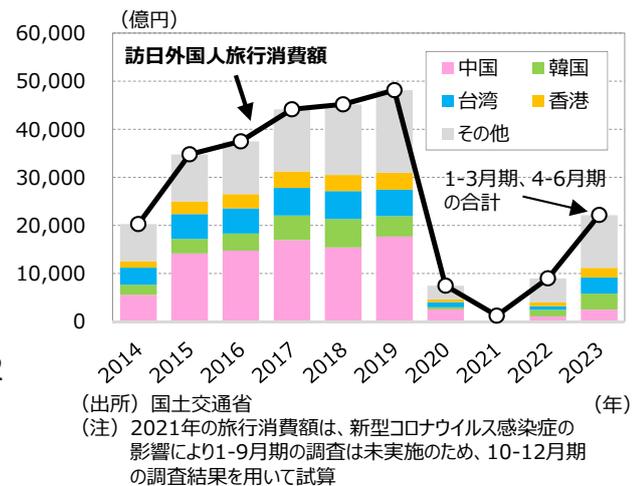
【図表1 訪日外国人数の推移】

2014年1月～2023年6月、月次



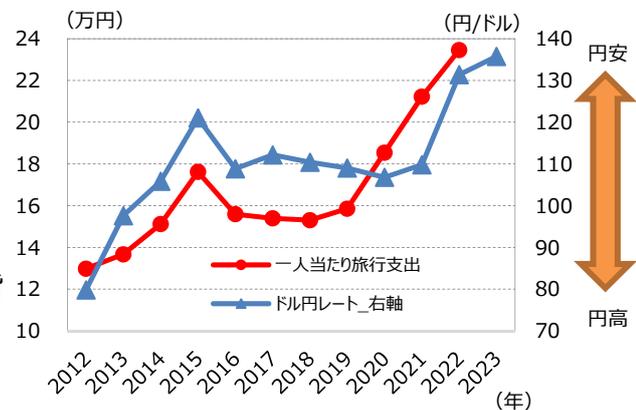
【図表2 訪日外国人旅行消費額の推移】

2014年～2023年、年次



【図表3 1人当たりの旅行支出とドル円レート】

2012年～2023年、年次



## 下期の訪日中国人は上期の約8.6倍増の可能性も

では、中国からの団体旅行が解禁されることで、今後インバウンド消費はどの程度増えるのでしょうか。

まず、2023年1-6月期の訪日外国人数は1,071万人と、2019年の同時期（1,663万人）に比べ▲35.6%少ない状況にあります（図表4）。これは、訪日中国人数の減少（2019年1-6月期：453万人→2023年1-6月期：59万人）によるところが大きいと言えます。2023年7-12月期の訪日中国人数が1-6月期と同じペース（団体旅行が解禁されないと仮定。季節性を考慮）で増えると仮定すると、年換算で約126万人となります。団体旅行が解禁されて訪日中国人数が2019年並みに（959万人）に戻るとすれば、下期に500万人程度と上期の約8.6倍の増加が見込まれます。

## 訪日中国人の増加で経済効果は約1.6兆円の規模

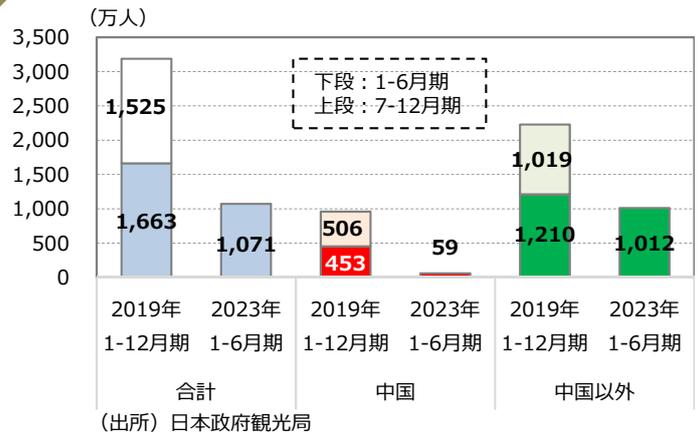
2022年の1人当たりの訪日中国人の旅行支出は57.7万円と、2019年の21.3万円を大きく上回っています（図表5）。これは、所得の高い個人旅行客の影響とみられ、団体旅行客を含めた今後の1人当たりの訪日中国人の旅行支出は減少する可能性があります。上記で示した500万人程度の訪日中国人が32.4万円（※）消費すると、下期に約1.6兆円の消費の増加が見込まれます。

（※）団体旅行客を含めた1人当たりの訪日中国人の旅行支出の試算

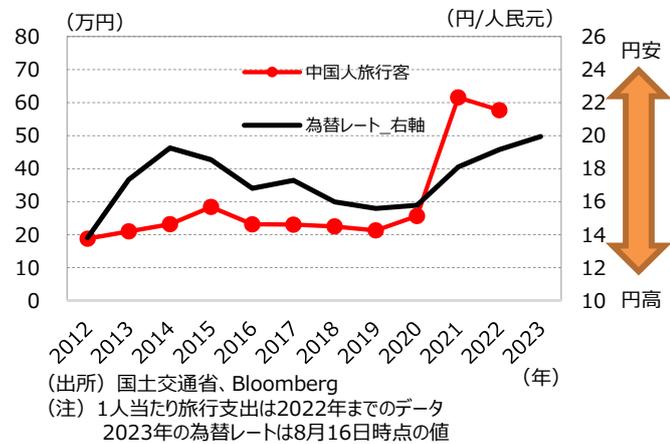
32.4万円（21.3万円×19.9円/人民元（2023年8月16日時点）÷15.8円/人民元（2019年平均））

なお、2019年から円安が進行した分だけ購買力が上昇したと仮定。2国間の物価差や所得の変動は考慮せず

【図表4 訪日外国人数の2019年との比較】



【図表5 訪日中国人の1人当たり旅行支出と円/人民元の為替レート】



【図表6 一人当たり旅行支出の費目別構成比】

費目	全体		訪日中国人	
	2019年	2023年4-6月期	2019年	2023年4-6月期
宿泊費	29.9%	35.0%	21.2%	<b>28.2%</b>
飲食費	21.9%	24.0%	17.2%	19.0%
交通費	10.5%	11.9%	7.2%	7.5%
娯楽等サービス費	4.0%	3.8%	3.2%	1.9%
買物代	33.6%	25.2%	51.1%	<b>43.4%</b>

（出所）国土交通省

訪日中国人による消費は、特に小売業にとって恩恵が大きいと言えます。1人当たり旅行支出の費目別構成比（2023年4-6月期）をみると、買物代が43.4%と2019年（51.1%）から低下しているものの、最上位となっています（図表6）。中国からの団体旅行解禁により、百貨店や家電量販店、ドラッグストアの売上が増加することが期待されます。また、買物代に次いで、宿泊費が28.2%となっており、ビジネスホテルや旅館の需要が高まることも予想されます。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

## 投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、**預貯金や保険と異なります**。また、**投資元本が保証されているものではなく**、基準価額の下落により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## 投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%（税込）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年率1.9525%（税込）  
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

### 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/> サービスデスク 0120-712-016  
(受付時間：営業日の9：00～17：00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

### 【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。